



Title	イタリア「司法協力者」制度に関する主要法令（一）
Author(s)	松田, 岳士
Citation	阪大法学. 2017, 67(1), p. 199-231
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87009
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イタリア「司法協力者」制度に関する主要法令（一）

松 田 岳 士

イタリアにおいては、組織犯罪及びテロリズム犯罪対策の一環として、警察・司法当局に情報や供述を提供する「司法協力者」や「司法証人」に対して、科刑上・行刑上の恩典を付与し、組織等による報復からの保護等の措置やプログラムを適用する制度が採用されている。これらの制度の概要・沿革については、すでに、拙稿「イタリアにおける『司法協力者』制度」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学』（信山社、二〇一六年）五九三頁以下及び「イタリアにおける『司法協力者』制度の生成過程」阪大法学六六卷三・四号（二〇一六年）八三頁以下において紹介・検討したところであるが、制度の全体像を把握するためには、関連法令の内容をおさえておく必要性が高い。

そこで、以下では、この司法協力者・証人の保護・援助制度に関する法令として、同制度の具体的な内容及び手続を理解する上で重要な意味をもつと思われる四つの法令——すなわち、(1)司法協力者・司法証人制度の基本法と位置づけられる一九九一年一月一五日暫定措置令第八号、(2)司法協力者の身分変更の手続について定める一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号（以上、本号）、(3)司法協力者・司法証人の特別保護措置の内容及び手続に関する細則を定める二〇〇四年四月二三日内務省令第一六一号、(4)司法協力者等の社会復帰のための措置に関する細

則を定める二〇〇五年五月一三日内務省令第一三八号——を選び出し、その後の改正を反映した現行関連条文を日本語に翻訳することにした。各法令の原文については、L. ALBRANDI - P. CORSO (a cura di), *Codice penale e di procedura penale e leggi complementari*, LaTribuna, 2016, pp. 933-963のほか、イタリア法令データベース「NORMATTIVA」<http://www.normattiva.it/>に掲載されたものを参照した。

なお、各法令の翻訳、特に訳語の選択に当たっては、田中一郎弁護士（大阪弁護士会）及びジョルジオ・ファビオ・コロンボ（Giorgio Fabio Colombo）准教授（名古屋大学）から貴重なご意見・ご教示を賜った。この場を借りて御礼申し上げたい。

(1) 一九九一年一月一五日暫定措置令第八号「恐喝目的監禁罪、司法証人の保護並びに司法に協力する者の保護及び制裁的取扱に関する新規定」(Decreto Legge 15 gennaio 1991, n. 8 — Nuove norme in materia di sequestri di persona a scopo di estorsione e per la protezione dei testimoni di giustizia, nonché per la protezione e il trattamento sanzionatorio di coloro che collaborano con la giustizia) —— 改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換された後、二〇〇一年二月一三日法律第四五号による改正を経たもの

第一章 恐喝目的監禁罪に関する新規定

第一条～第八条【省略】

第二章 司法に協力する者の保護に関する新規定

第九条（特別保護措置の適用要件）

① 第二項及び第五項に定める行為を行う者又は同項に定める状況にある者に対しては、本章に定める諸規定により、必要な場合には援助の措置も採りつつ、その安全を確保するために適当な特別保護措置（speciali misure di protezione）を適用することができる。

② 特別保護措置は、公安機関（autorità di pubblica sicurezza）、又は、拘禁若しくは収監されている者については司法省矯正局（Ministero della giustizia - Dipartimento dell'amministrazione penitenziaria）が直接採ることのできる通常の保護措置（ordinarie misure di tutela）では十分でないことが判明し、かつ、保護措置の適用を申請された者が、第三項に定める性質を有し、テロリズム若しくは憲法秩序の破壊を目的として犯された犯罪又は刑事訴訟法第五十一条第三項の二に定める罪に関して行われた協力行為の結果、重大かつ現在の危険に陥ることが判明した場合に適用される。

③ 特別保護措置の適用のためには、刑事手続の過程においてなされる協力又は供述が重視される。この協力又は供述は、真に信用できる性質（carattere di intrinseca attendibilità）を有するものでなければならない。くわえて、それは、新規性又は完全性を有するものであるか、あるいは、他の要素により、捜査の展開のため、公判のため、又はマフィア型犯罪組織若しくはテロリズム的・体制破壊的犯罪組織の構造的特徴、武器・爆発物・財産の所有状況、国内外の関係及び連携、若しくはそのような組織の目標、目的及び活動態様に関する調査活動のために顕著な重要性を有することが明らかかなものでなければならない。

④ 第三条第四項に定める特別保護措置が、危険の重大性及び現在性に相応するものでないことが判明したとき

は、第十三条第五項がその内容を規定する特別保護プログラム (speciale programma di protezione) の策定を通じてこれを適用することもできる。

⑤ 第四項に定める特別保護措置は、第二項に定める者と恒常的に同居する (convivono stabilmente) 者、及び、特別な状況があるときは、同人との間に持続的関係を有することにより重大な、現在のかつ明確な危険にさらされることが判明した者にも適用することができる。恒常的同居がなければ、血縁、姻戚、婚姻関係があるということだけで同措置が適用されるわけではない。

⑥ 危険状況の判断に当たっては、協力行為の充実度又は行われる供述の重要性や質のほか、行われる協力又は供述において言及される犯罪団体が場所的に用いることのできる威嚇力を考慮に入れて評価された報復の性質も考慮する。

第二〇条 (特別保護措置の決定及び適用のための中央委員会) ① 【二〇〇一年二月一三日法律第四五号により削除】

② 内務大臣は、関係大臣の意見を聴いた上で、司法大臣と協調して、命令により、特別保護措置の内容決定及び適用のための中央委員会 (Commissione centrale per la definizione e applicazione delle speciali misure di protezione) を設置する。

②の二 中央委員会は、議長を務める内務省次官 (Sottosegretario di Stato all'interno) 二名の司法官 (magistrato) 並びに五名の上級公務員及び公務員により構成される。委員長以外の構成員は、各部署において特別な経験を十分にもち、組織犯罪の現状について知識を有するが、マフィア型犯罪組織又はテロリズム的・体制破壊的組織犯

罪に関する事実又は手続に関する調査活動又は捜査活動の職務に従事しない者の中から選任するのが望ましい。

②の三 第一条に定める申立のほか、中央委員会に提出された文書及び措置書、同委員会の文書及び措置書は、公務上の守秘義務の対象となる。但し、要約及び保護処分実施のための活動に関するものはこの限りでない。同委員会の文書及び措置書については、特別保護措置の実施を指揮する機関以外の機関に報告すべき要約を除き、各文書の内容に応じた秘密の分類に従い、公文書の保管及び通知に関する規定も適用する。

②の四 中央委員会は、事務的職務及び調査的職務を行うために、警察調整・計画局 (Ufficio per il coordinamento e la pianificazione delle Forze di polizia) を用いることができる。また、同委員会は、調査的職務を行うために、第十四条に定める中央保護局 (Servizio centrale di protezione) を用いることもできる。

②の五 特別保護措置を適用し、変更し又は取消す中央委員会の措置に対する不服申立 (tutela) については、第一三条第一項に定める緊急又は暫定的な措置に関するものであっても、行政訴訟法の規定に従う。

②の六～八 【二〇一〇年七月二日委任立法令第一〇四号（新行政訴訟法）により削除】

②の九 内務大臣は、経済・財務大臣 (Ministro dell'economia e delle finanze) と協調して、命令により、中央委員会委員及び事務的職務及び調査的職務に加わるため同委員会に出席を求められた者に対する出席手当支給の手続を定める。本項施行のための財政支出は、二〇〇二年においては四万二千ユーロ以下、二〇〇三年以降は十万ユーロ以下の額の範囲内で決定され、部分的に同省用の準備金を用いつつ、二〇〇二年から二〇〇四年までの三年間予算額として計上された割当額を、経済・財務省の二〇〇二年予算費目の「特別財源 (Fondo speciale)」の予算基礎単位 (unità previsionale di base) の範囲内において、目的に応じて減額することを通じて行う。

③ 【二〇〇一年二月一三日法律第四五号により削除】

第一条 (特別保護措置許可の申立) ① 特別保護措置の許可、内容及び期間については、重大かつ現在の危険

にさらされると思料される者によってなされる供述に示された事実についての手続を担当する又は担当した検察庁の共和国検事正 (procuratore della Repubblica) により行われる申立に基づき、第一〇条第二項に定める中央委員会がこれを審議する。同事実につき、地方検察庁マフィア対策部 (Direzione distrettuale antimafia) が手続を担当する又は担当した場合で、同検察庁の検事正 (procuratore distrettuale) ではなくその代理がこれを指揮するときは、申立はその代理によって行われる。

② 第一項に定める供述が、刑事訴訟法第五条三項の二に定められた犯罪の一についての手続に関するものである場合において、その手続について、複数の検察庁が刑事訴訟法第三七一条に定める関連捜査を行っていることが判明したときには、申立は、その検察庁の一が、他の検察庁の合意を得た上で行い、国家マフィア・テロリズム対策検事正 (procuratore nazionale antimafia e antiterrorismo) に報告する。合意が得られない場合には、国家マフィア・テロリズム対策検事正がこれを裁定する。

③ 特別保護措置許可の申立は、警察・公安長官 (Capo della polizia - Direttore generale della pubblica sicurezza) も、共和国検事正の意見を確認した上で、これを行うことができる。共和国検事正の意見は、要件が整う場合には、第二項の定めにより申立権限が認められる他の機関の合意を得て提示される。

④ 第二項に定める要件が整わない場合であっても、申立機関は、組織犯罪に関する知識、情報及び記録で、刑事訴訟法第三七一条の二及び刑事訴訟法施行・調整・経過規定第一一八条の二の定めにより国家マフィア・テロリズム対策検事正又は関係控訴院付検事長がその職務を行うために獲得したものが、中央委員会の審議にとって有益であり得る場合には、国家マフィア・テロリズム対策検事正又は関係控訴院付検事長の意見を求めることができる。

⑤ 中央委員会は、特別保護措置許可の申立が共和国検事正により他の検察庁の合意を得て行われるべきであると思料されるにもかかわらずそうされなかったことが判明した場合には、委員長を通じてでも、第四項に定める権限及び国家マフィア・テロリズム対策検事正又は控訴院付検事長の意見を求める権限を行使することができる。この場合に、国家マフィア・テロリズム対策検事正又は控訴院付検事長は、第二項に定める要件が整うと思料するとき、意見を述べるほか、請求の原因となった事実を破棄院付検事総長 (procuratore generale presso la Corte di Cassazione) に報告する。

⑥ 第二項乃至第五項に定める場合には、国家マフィア・テロリズム対策検事正及び関係控訴院付検事長は、協力行為に関連又は関係する捜査又は裁判を行う司法機関から資料の謄本及び報告又は情報を得ることができる。

⑦ 特別保護措置許可の申立には、供述を行った者が司法に協力する旨の選択を行った結果、第九条に定める者が現にさらされ又はさらされる可能性のある危険の重大性及び現在性に関する評価に役立つ情報及び資料を添付する。同申立においては、すでに採られた又は採らせた通常の保護処分がある場合にはこれを示し、それでは十分ではないと思料される理由を記載する。

⑧ 第九条第三項に定める場合には、共和国検事正の申立又は警察・公安長官によって申立が行われた場合の共和国検事正の意見は、供述によってもたらされた貢献の性質に具体的に言及するものでなければならない。

第二二条（司法協力者の義務）

① 特別保護措置許可の申立対象者は、申立機関に対し、自己の婚姻、家族、財産の状態、法律、裁判又は法律行為から生ずる義務、係属中の刑事手続、民事手続、行政手続、学歴、職歴、免許、認可、許可その他自己が有する資格に関する完全な申告を書面によって行わなければならない。対象者は、また、

行われるべき行為について一般代理人又は特別代理人を選任しなければならない。

② 関係者は、特別保護措置に関する書面に署名し、以下の行為を自ら行う義務を負う。

(a) 定められた安全規則を遵守し、措置の実施に積極的に協力すること。

(b) 協力内容調書 (verbale illustrativo dei contenuti della collaborazione) の作成が予定されているものを含む、質問、尋問その他の捜査行為を受けること。

(c) 法律が定める義務及び契約に基づく債務を履行すること。

(d) 協力を行った又は行う手続と関係する事実についての供述を、司法機関、警察機関及び自己の弁護士以外の者に対して行わないこと。いかなる方法又は仲介によっても、犯罪に従事する者に会ったり接触したりしないこと。

家族生活に固有の重大な要請があるときに司法機関が許可した場合を除き、他のいかなる司法協力者にも会ったり接触したりしないこと。

(e) 直接的に又は仲介者を介して所有又は管理する財産、直接的又は間接的に処分可能なその他の利益を具体的に特定すること。特別保護措置の許可後直ちに違法な活動から得た金銭を提出すること。これらの金銭、財産及び利益については、司法機関は直ちにこれを押収する。

③ 第二項(e)号の規定は、第一六条の四第二項に定める者には適用しない。

③の二 関係者は、特別保護措置に関する書面への署名に当たり、第一〇条第二項に定める中央委員会が設置される場所において自己の住所を選択する。

第一三条 (特別保護措置の内容及び暫定措置の採用)

① 第一〇条第二項に定める中央委員会は、特別保護措置

許容の申立について、その構成員の少なくとも五名の参加の下で、多数決によって議決する。同数の場合には、委員長の票による。同委員会は、特に重大な状況であることが判明し、かつ申立権限を有する機関の請求があるときには、自由な手続によっても (anche senza formalità) ˆ また、いずれにしても請求後最初の委員会において、必要があれば、第一四条に定める中央保護局から直接に又は同局を介して情報を得た上で、暫定保護計画 (piano provvisorio di protezione) を決議する。この請求には、第一条第七項に定める資料のほか、関係者が協力の意思を表明した事実、及び協力が信用できるものであり、顕著な重要性をもつものと思料される理由が簡潔に示されなければならない。この請求は、また、危険の特別な重大性及び手続の緊急性を根拠づける事情を特定してしなければならない。中央委員会が暫定保護計画を決議する措置は、第一条に定める申立権限機関が一八〇日が経過しても特別保護措置許容の申立を行わず、中央委員会が手続の通常の手続及び様式により特別保護措置の適用について決議しない場合には、その効果を停止する。中央委員会委員長は、申立について同委員会が審議を行うために厳格に必要な期間、暫定保護計画の継続を命ずることができる。中央委員会の決議を待つことを許さない例外的な緊急状況があるときは、決議が行われるまでの間、地方の公安機関による理由を付した請求に基づき、警察・公安長官は、公安機関に対し、その内容及び対象を特定して、第一七条に定める特別配分予算を用いることを許すことができる。暫定保護計画が適用される場合には、中央委員会委員長は、中央保護局に対し、対象者に第一二条に定める義務を課すことの相当性に関する報告を請求することができる。

② 保護措置のいずれかを適用する必要があるかどうかを判断するために、また、その必要がある場合に具体的にそのうちのどの措置を適用するのが相当であるかを決定するために、中央委員会は、公安機関、司法省矯正局その他の機関により既に適用された若しくは適用可能な予防措置及び保護措置に関する具体的情報を得ることができ、

協力行為の性格に鑑みて危険の重大性及び現在性を評価するために必要な場合には、そのための資料を得ることができる。

③ 中央委員会は、特別保護措置の適用要件の充足を審査する目的のみ、申立又は意見の提示を行った機関及びその他の司法機関、捜査機関、公安機関の意見を聴取することができる。また、中央委員会は、刑事訴訟法第一一八条により司法機関から送付された資料を用いることができる。

④ 第一項に定める暫定保護計画及び中央委員会が特別保護プログラムの策定によらずに手続を進める場合に適用することができる特別保護措置の内容は、第一七条の二第一項に定める命令に定められる。特別保護措置の内容には、とくに、当該地域を管轄する警察機関の下で行われる保護措置の整備のほか、安全確保の技術的方策 (*accorgimenti tecnici di sicurezza*) の整備、居住する自治体とは異なる自治体への移住に必要な措置の採用、社会復帰を促進するためにとり得る方策の制定、行刑制度に関する規定に従って特別な態様の施設拘禁又は移送及び監視を行うことが含まれ得る。

⑤ 中央委員会が、要件が整う場合に、特別保護プログラムの策定による保護措置の適用を決議するときは、同プログラムは、具体的に報告された状況を特に考慮した指標に従って策定される。同プログラムには、第四項に定める措置のほか、拘禁されている者以外の者の保護された場所への移住、情報機器における文書及び通信の特別な保管方式、人的及び経済的援助措置、改正後の一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号による身分の変更 (*cambiamento delle generalità*)、協力者その他保護に付せられる者の社会復帰を促進するための措置、並びに必要な場合の非常措置が含まれ得る。

⑥ 第五項に定める経済的援助措置には、とくに、保護プログラムに付せられる者が、その全部又は一部を自ら準

備することができないときは、宿泊施設の準備及び移動費用、通常の公的施設を用いることができない場合の医療費、法的援助、労働活動を行うことができない場合の生活維持費の支給を含み得る。生活維持費及び労働能力がない者への補助の額は、中央委員会によって決定されるが、一九九五年八月八日法律第三三五号第三条第六項及び第七項に定める社会手当の額の五倍を超えることはできない。生活維持費の額は、国立統計局 (ISTAT, Istituto Nazionale di Statistica) により報告される労働者及び被雇用者の家族についての消費価格指数の変動に応じて毎年変更することができる。中央委員会は、保護プログラムに付せられた者の保護の要請と密接に関連する生活維持の要請に影響を与える特別な事情があるときに限り、必要があれば、申立機関、国家マフィア・テロリズム対策検事正又は第一条に定める関係検事正の意見を聴いた上で、理由を付した措置により、生活維持費を増額することができる。協力者の供述が不利に用いられる者の弁護人の請求があるときは、公判裁判所は、この措置書を取調べることができる。裁判所は、同弁護人の請求があるときは、保護プログラムに付された者のために要した費用の標目を取調べる。

⑦ 内務大臣は、対象者の総数及び六月の期間内に保護プログラムに付された者の経済的援助に要した費用の総額を第一六条に定める報告書に記載し、関係者個人の秘密を保証しつつ、生活維持費が支給された場合にはその総額及び理由となった必要性の内容を明示する。

⑧ 協力者その他保護に付された者には、その社会復帰のために、関係者の秘密及び匿名性を保証しつつ、内務大臣が関係大臣の意見を聴いた上で司法大臣と協調して発する命令により特定された方式及び方法により、役職の維持又は他の場所若しくは職場への異動が保証される。特別保護措置の対象に含まれる未成年者に対する援助及び社会復帰のための特別措置の策定も、同様の手続により行われる。

⑨ 司法機関は、家族生活に固有の重大な要請があるときには、理由を付した措置により、第一六条の四第二項に定める者同士で会うことを許すことができる。

⑩ 第五項に定める特別保護プログラムに付せられた者で、拘禁又は収監されていないものには、その安全、秘密及び社会復帰を保証するために、新たな身分証明書 (documento di copertura) の使用が認められる。

⑪ 第一〇項に定める新たな身分証明書の発行は、第一四条に定める中央保護局がこれを許可する。同局は、証明書発行機関に対し、身分証明書を準備し、法律に定める登録及び必要な場合にはその他の手続を行うよう求め、発行機関は、これを拒否することはできない。この場合には、一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号第五条の免責に関する規定を適用する。身分証明書発行許可の日時、手続及び理由を記載した非公開の記録簿は、中央保護局において保管される。

⑫ 特別な安全確保上の要請があるときは、共和国検事正及び裁判所は、質問又は尋問を受ける者に必要な連絡先又は通知先として同人が指定する第三者の住所又は警察署を選ぶことを許可することができる。

⑬ 特別保護措置許可の申立又は請求が、拘禁又は収監されている者に対して行われるときは、矯正局は、特別な安全確保上の要請を充たす施設又は区画を対象者に割り当てる。矯正局は、申立が行われる予定であり、かつ、協力の供述又は第一六条の四に定める協力内容調書を作成した又は作成する共和国検事正の申立があるときにも、同様の措置をとる。

⑭ 第三項に定める場合には、監護は、第一七条第二項に定める命令による特別な方法を用いても関係者の秘密を保証し、また、関係者が、既に司法に協力することが決まっている他の者と会うことを禁止し、供述の真正性が損なわれないことを保証するような組織的な行刑的取扱措置に付されることを確保するような態様で行われる。調

書が作成される期間又はいずれにしても協力内容調書が作成されるまでの間、供述を行う者を、改正後の一九七五年七月二六日法律第三五四号第一八条の二第二項及び第五項による面会取調べ（colloqui investigativi）の対象とすることは禁止される。くわえて、関係者には、同期間において、手紙、電報又は電話による通信を行うこと、また、司法に協力する他の者と会うことも禁止される。但し、保護の要請と関連する目的のために又は家族生活に関する重大な要請があるために司法機関による許可がある場合はこの限りでない。

⑮ 第一四項の規定に対する違反があったときは、その違反が確認された日以降に検察官及び司法警察職員に対して行われた供述は、行為の再現不能の場合を除き、公判において使用することができない。

第一三条の二 【二〇〇二年二月一三日法律第四五号により削除】

第一三条の三 【二〇〇二年二月一三日法律第四五号により削除】

第一三条の四（特別保護措置の取消及び変更） ① 特別保護措置には期間を設け、第一三条第一項に定める緊急

的又は暫定的措置であつても、危険の現在性、重大性及び適用された措置の性質に依じて、また、関係者の協力行為及び法律により課される義務の遵守状況に依じて、これを取消し又は変更することができる。

② 第一二条第二項(b)号及び(e)号の定めにより課される義務の不遵守及び対象者の犯罪環境への復帰を示すような犯罪の実行は、特別保護措置取消の原因となる事実を構成する。第一二条の定めにより課されるその他の義務の不遵守、協力の結果生じた危険の変容又は消滅を示すような犯罪の実行、保護措置の明示的放棄、仕事若しくは企業

の適当な機会の申出の受諾拒否、転居元の場所への無許可の帰還、新たな身上、住所地及び適用されるその他の措置の漏えい又は暴露を伴うような行為は、特別保護措置の取消又は変更の際に考慮され得る事実を構成する。とくに特別保護措置の適用が特別保護プログラムの策定を介さずに行われる場合には、同措置の取消又は変更のための評価に当たり、協力の開始時から経過した期間、供述が行われた刑事手続の状況及び審級並びに第九条第六項に定める危険状況を考慮する。

③ 中央委員会は、対象者を特別保護措置に付すことを認める措置において、六月より長く五年を超えない期間を指定し、その期間内に措置の変更又は取消に関する審査を行わなければならない。特に指定のない場合には、その期間は措置日から一年とする。

④ 申立機関から理由を付した請求があるときは、いずれにしても、中央委員会は、第三項に定める審査を行う義務を負う。

⑤ 特別保護措置の変更又は取消は、一九八九年七月二八日暫定措置令第二七一号により制定された刑事訴訟法施行・調整・経過規定第一四七条の二の規定の適用可能性に影響を与えない。

第一条 (中央保護局)

① 中央委員会が決定した特別保護措置の執行方式の実施及び具体化は、国庫・予算・経済計画大臣 (Ministro del tesoro, del bilancio e della programmazione economica) との協調の下で、内務大臣の命令により、内務省公安部 (dipartimento della pubblica sicurezza) に設置される中央保護局 (Servizio centrale di protezione) が行う。国庫・予算・経済計画大臣は、関係官庁の意見を聴いた上で、現行の関連規定にかかわらず、その人員及び方法の提供の内容を決定する。中央保護局は、司法協力者を管轄する部局と司法証人を管

轄する部局の二つに分けられ、それぞれの部局について異なる独立の人員及び構造を割り当てる。警察・公安長官は、第一七条の二第一項に定める命令に示された他の種類の特別保護措置の実施において、複数の知事及び公安機関の関係を調整する。同措置の内容は、協力者の現住所地の知事がこれを決定するが、この決定に当たっては、第一七条により警察・公安長官が認める特別財政措置を用いることもできる。

② 【二〇〇一年二月一三日法律第四五号により削除】

第一五条（身分の変更、準用規定）

① 内務大臣は、司法大臣と協調して、命令により、特別保護プログラムの範囲内において身分の変更（*cambiamento delle generalità*）を認めることができる。この場合には、公文書においてもその秘密を保証する。

② 第一項の規定の適用に当たっては、一九九三年三月二九日暫定措置令第一一九号及びその改正法により手続を行う。

第一六条（内務大臣の報告）

① 内務大臣は、六月毎の議会への報告に当たり、特別保護措置、その効果及び一般的な状況について、固有名に言及することなく説明する。

第二章の二 司法証人の保護に関する規定

第一六条の二（司法証人に対する特別保護措置の適用）

① 第九条及び第一三条第五項に定める特別保護措置は、要件が整う場合には、それについて供述を行った一又は複数の犯罪事実との関係において専ら犯罪被害者（*perso-*

na offesa dal reato)´ 参考人 (persona informata sui fatti) 又は証人 (testimone) として手続に参加する者に適用される。但し、これらの者に対して、一九六五年五月三十一日法律第五七五号により予防処分 (misura di prevenzione) が命じられている場合又は予防処分の適用手続が進行している場合はこの限りでない。本暫定措置令において、これらの主体を「司法証人 (testimoni di giustizia)」と呼ぶものとする。

② 司法証人により行われた供述は、信用性が認められること以外は、第九条第三項に定める性質をもつことを要せず、また、第九条第二項に定める罪以外の犯罪に関するものであってもよい。

③ 特別保護措置は、必要と思料されるときは、第一項に定める者と恒常的に同居又は同棲する者、並びに、要件が整う場合には、第一項に定める者との間に持続的関係を有することにより重大な、現在のかつ明確な危険にさらされることが判明した者にも適用される。

第一六条の三(特別保護措置の内容)

① 特別保護プログラムが適用される司法証人は、以下の権利を有する。

- (a) 自己及び家族に対する危険が現実には消滅するまで保護措置を求める権利。
- (b) 保護の終了後であっても、収入を得る可能性を再び得るまでは、プログラム開始前に存在した状況に劣らない自己及び家族の生活状況を保証するための援助措置を求める権利。
- (c) 援助に代えて、援助経費の金銭支給を求める権利。
- (d) 公務員の場合には、他の国家官公庁に就職するのを待つ間においても、所属する国家官公庁において、有給休暇中の役職の維持を求める権利。

(e) 元の住所地における自己及び家族の労働活動の停止により生じた逸失所得について中央委員会が認めた額の支

給を求める権利。但し、一九九九年二月二三日法律第四四号の定めにより逸失所得の補償を受けている場合はこの限りではない。可能な範囲で、一九九九年二月二三日法律第四四号第一三条の規定を適用し、逸失所得として司法証人に支給される金銭に関する損害賠償請求権については、内務省公安部が代理行使する。賠償は国庫に支払われ、二〇〇七年一月二四日法律第二四四号第二条第六一五項乃至第六一七項の定めにかかわらず、内務省の予算に再配分される。

(e) の二 特別な要件の充足が求められる場合を除き、特別保護プログラムの終了後にも、獲得した学位及び専門能力に対応する役職及び職務を伴う行政職への採用を求める権利、

(f) 自己及び家族の完全な経済生活及び社会生活への復帰のために設けられた低金利貸付を求める権利。

② 決定された措置は、その対象者が供述を行った刑事手続の状態及び審級にかかわらず、危険が現実に消滅するまで維持される。

② の二 第一項(e)号の二に定める行政職への採用は、改正後の二〇〇一年三月三〇日委任立法令第一六五号第二条第二項及び第三項に定める労働関係の範囲内で、関係官公庁の組織内において空席となつている役職の限度内において、かつ、採用に関する制限規定を遵守し、内務省と関係省庁の間で結ばれた取り決めに基づいて行われる。そのために、司法証人に対しては、テロリズム及び組織犯罪の被害者に関して一九九八年一月二三日法律第四〇七号第一条第二項が定める義務的優先配転 (*collocamento obbligatorio con precedenza*) を求める権利を適用する。

内務大臣は、第一七条の二の定めにより公行政大臣 (*Ministro per la pubblica amministrazione*) と協調して発する命令により、第一〇条第二項に定める中央委員会の意見を聴いた上で、関係者の安全を保証するためにも、その実施方式を定める。内務大臣は、同命令により、特別保護プログラムが終了した者に同権利を認める指標を、認め

られた恩典の性質及び経済的規模並びに保護プログラム取消の原因及び態様と関連づけて明示的に定める。

③ 特別保護プログラムに他の場所への完全移転が含まれる場合には、司法証人は、その市場価格相当の金銭の支給により国有不動産を取得する権利を有する。不動産登記の移転は、中央保護局の司法証人担当課長により、資格者名簿に登録された弁護士又は商学士の中から指名された管理人によって行われる。

第二章の三 司法協力者の制裁的取扱に関する規定

第一六条の四（協力内容調書） ① 協力の意思を表明した者が、第二章に定める特別保護措置の許容及び第一六

条の五及び第一六条の九に定める効果を得るためには、共和国検事正に対し、その意思の表明から一八〇日以内に、自己の持つ知識で、取り調べられる事実及び事情、その他自己が知る非常に重大で社会不安をもたらすような事実の再構成並びにその犯人の特定及び身柄確保のために有益なもののすべてを提供しなければならない。また、協力の意思を表明した者は、本人又は同人が知る情報に係る犯罪団体の他の帰属者が直接的又は間接的に利用できる金銭、財産その他の利益を特定、押収又は没収することを可能とするために必要な知識を提供しなければならない。

② 第一項に定める金銭、財産その他の利益の特定に関する情報の提供は、協力の意思を示すのが司法証人である場合には、要求されない。

③ 第一項及び第二項の定めによりなされた供述は、「協力内容調書」と呼ばれる調書に記録される。同調書は、刑事訴訟法第一四一条の二に定める方式に従って作成され、その全体が、供述がその面前で行われた共和国検事により保管される特別な資料綴に編綴され、また、その抄本が、各供述と直接的に関連する手続に関して刑事訴訟法

第四一六条第二項に定める資料綴に編綴される。同調査は、抄本が秘密の対象とされる期間は、秘密の対象となる。同調査については、刑事訴訟法第一一四条により公表が禁止される。

④ 供述を行う者は、協力内容調査書において、供述した事実と関係又は関連していると否とにかかわらず、特に重大な、又はいずれにしても個人若しくは犯罪団体の社会的危険性を明らかにするような他の事実又は事情に関する訴訟上有益な知識及び情報を有していない旨申告する。

⑤ 面会取調べが行われた場合には、供述を行う者は、協力内容調査書にその旨明示する。

⑥ 第一項及び第四項に定める情報及び知識は、刑事訴訟法第一九四条による証言の対象となり得、かつ、訴訟上使用可能なものをいい、とくに供述者が噂又はこれに類する状況から推測した知識及び情報を除く。

⑦ 第二章及び第二章の二に定める特別保護措置は、第一項に定める期間内に、その対象者が第一項、第二項及び第四項に定める供述を行わず、協力内容調査書にこれが記録されない場合には許容することができず、許容された場合には取消されなければならない。

⑧ 第七項の規定は、第四項による申告が真実でないことが明らかになった場合にも適用する。

⑨ 第一項及び第四項に定める検察官又は司法警察職員に対する供述が、第一項に定める期間を超えて行われた場合には、再現不能の場合を除き、供述者以外の者に対して、同供述の内容たる事実の証拠として評価することができない。

第一六条の五（協力が行われた場合の刑の減輕）

① 第九条第二項に定める罪に関する協力について刑法及び特別法が定める刑の減輕事由（*circostanze attenuanti*）は、第一六条の四第一項に定める期間内に同規定に定める協

力内容調査に署名した者に限り認めることができる。

② 裁判所は、職権によっても、所定の期間内に協力内容調査が作成されたことを確認する。

③ 協力が公判の進行中に表明される場合には、裁判所は、協力内容調査がない場合であっても、第一項に定める刑の減軽事由を認めることができる。但し、この場合であっても、第一六条の四及び第一六条の九に定める効果をを得るために所定の期間内において同調査を作成する必要があることに変わりはない。

第一六条の六（協力者の取調べ又は尋問が行われる場合の協力内容調査及び面会取調べに関する記録の抄本の取調べ） ① 司法協力者を、証人、関連手続の被訴追者又は刑事訴訟法第三七一条第二項(b)号に定める場合の手続の

対象犯罪と関係する犯罪についての被訴追者として質問又は尋問すべき場合には、裁判所は、当事者の請求により、当該手続の被告人の責任に関する部分についてのみ、第一六条の四の定めにより作成した協力内容調査を検察官資料綴に編綴するよう命ずる。

② 第一項に定める場合には、裁判所は、当事者の請求により、刑事施設の長が保管し、拘禁又は収監された者の氏名、捜査目的の面会取調べを行った者の氏名、その開始及び終了の日時が記された記録簿の抄本並びに改正後の一九七五年七月二六日法律第三五四号第一八条の二第三項の定める記録簿の抄本のうち、司法協力者に対して行われた面会取調べに関する部分について、取調べを命ずる。

第一六条の七（期間の延長及び再審） ① 第九条第二項に定める罪に関する協力について刑法及び特別法が定め

る刑の減軽事由が虚偽若しくは隠匿の供述の結果として適用されたとき、又は刑の減軽事由の恩典を受けた者が、

判決の確定から一〇年以内に現行犯逮捕が必要的であるような罪を犯したときは、判決が言い渡された管轄区の控訴院付検事長は、再審（revisione）を請求しなければならない。

② 再審は、第一項に定める要件が整い、かつ、同項に定める罪が対象者の犯罪環境からの滞留を示すものである場合には、許容される。

③ 第一項に定める刑の減軽事由の恩典を受けた者が、第一六条の九に定める行刑上の恩典の一を得ていたときは、再審を請求した検事長は、第一六条の九第七項に定める手続を行う権限を有する刑執行監視裁判所又は裁判官に、再審請求について報告する。

④ 再審公判においては、可能な範囲で、刑事訴訟法第九部第四編の諸規定を準用する。再審請求が容認される場合には、裁判所は、有罪判決を見直し、新たな量刑を行う。

⑤ 再審公判の過程において、裁判所は、検察官の請求により、法律の定める保全処分（misura cautelari）の適用を命ずることができる。

⑥ 第一項に定める事由が判決の確定前に生じた場合には、その事由に関する資料は、判決を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官に送付される。資料が既に上訴審に送付されている場合には、上訴審裁判所に対応する検察庁の検察官に送付される。判決が控訴審で言い渡されたものときには、資料は、いづれにしても判決を言い渡した控訴院に対応する検察庁の検察官に送付される。検察官は、資料を受け取ってから三〇日以内に、刑事訴訟法第一七五条の定めにより、第一項に定める刑の減軽事由の適用に関する判断についてのみ上訴申立期間の延長を請求することができる。

⑦ 虚偽告訴（calunnia）の罪について定める刑は、その犯人が、第一項に定める刑の減軽事由、又は第一六条の

九及び第二章に定める行刑上の恩典、通常の保護措置若しくは特別保護措置を得る目的で同罪を犯した場合には、三分の一以上二分の一以下の範囲で加重される。行刑上の恩典の一つが達成されたときには、二分の一以上三分の二以下の範囲で刑が加重される。

第一六条の八（協力の効果としての勾留の取消又は代替）

① 勾留（custodia cautelare）の処分は、それを命じられた対象者が、刑法若しくは特別法が定める刑の減輕事由を認めることを可能とする協力行為を行い又は行つたという事実だけでは、これを取消し、又はより重大でない他の処分により代替することはできない。この場合には、勾留の必要性の存在に關して確認された事実の範囲内において、当該手続を担当する裁判所が、国家マフィア・テロリズム対策検事正又は關係控訴院付検事長の意見を聴いた上で、マフィア型若しくはテロリズム的・国家転覆的組織犯罪との關係の現在性を推認させる資料がなく、かつ、協力者が特別保護措置に付される場合に、第一二条に定める義務を履行したことを確認したときに限り、取消又は代替が行われ得る。

第一六条の九（行刑上の恩典）

① テロリズム又は憲法秩序転覆を目的として行われた犯罪又は刑事訴訟法第五条第三項の二に定める罪の一により有罪を言い渡された者で、判決の言渡後であっても、刑法又は特別法に定められた刑の減輕事由を認めることを可能とするような協力行為を行つたものに対しては、国家マフィア・テロリズム対策検事正の申立に基づき又はその意見を聴いた上で、仮釈放（liberazione condizionale）、恩典的休暇（permessi premio）の付与及び改正後の一九七五年七月二六日法律第三五四号第四七条の三に定める自宅拘禁（detenzione domiciliare）の許容が命じられる。

② 国家マフィア・テロリズム対策検事正は、申立又は意見中において、行われた協力の性質に関するすべての有益な情報を提供する。また、申立又は意見には、刑執行監視裁判所又は裁判官の請求に基づき、協力内容調書の謄本を添付する。特別保護措置に付された者については、その措置適用書も添付する。

③ 第二項に定める申立又は意見には、有罪を言い渡された者の行為及び社会的危険性の評価が含まれ、とくに、同人が協力を行った刑事手続の過程で、質問又は尋問その他の捜査行為を受けることを拒否したか否かが明示される。申立又は意見においては、さらに、組織犯罪又は体制転覆的犯罪との関係の現状にも触れつつ、改心の確認のために重要なその他の事実も示される。

④ 第二項及び第三項に定める申立又は意見があったときは、刑執行監視裁判所又は裁判官は、第一項に定める要件が整ったと思料し、かつ、協力の重要性に鑑みて改心が認められ、組織犯罪又は体制転覆的犯罪との関係の存在を認めると疑うに足りる資料がない場合には、刑法第一七六条並びに改正後の一九七五年七月二六日法律第三五四号第三〇条の三及び第四七条の三が定める刑期の経過に関するものを含む現行法上の制限にかかわらず、第一項に定める措置をとる。本条第二項に定める機関が反対意見を表明した場合には、本措置には具体的な理由が付される。刑期の経過に関する制限に例外を認める措置は、第一六条の四に定める期間内に同規定が定める協力内容調書が作成され、かつ、恩典的休暇の場合を除き、有期懲役の場合には宣告刑の少なくとも四分の一が、無期懲役の場合には少なくとも一〇年間刑が執行された場合でなければ、とることができない。

⑤ 有罪判決言渡後になされた協力が、同判決の対象たる事実以外の事実に関するものであるときは、第一項に定める恩典は、第九条第三項に定める要件を充たす協力対象事実に関する第一審判決の言渡後にのみ、現行法上の制限にかかわらず認められる。

⑥ 第四項に定める措置の実施方法は、関係者の庇護又は保護を行う機関の意見を聴いて定められる。同機関は、刑執行監視裁判所又は裁判官の通知、連絡及び命令の執行を行うこともできる。

⑦ 措置の変更又は取消は、職権により又は第二項に定める機関の請求若しくは意見に基づいて命じられる。緊急の場合には、刑執行監視裁判官は、理由を付した命令により、措置の予防的中止 (*sospensione cautelativa*) を命ずることができる。中止は、刑執行監視裁判所の権限に属する措置について、同裁判所が資料の受領から六〇日以内に介入しない場合には、その効果を失う。措置の変更、取消又は予防的中止を決定するに当たっては、第一三条の四及び第一六条の九の定めにより、特別保護措置の変更若しくは取消又は協力に関する刑の減輕事由を認める判決の再審を根拠づけ得るような関係者の行為がとくに重視される。

⑧ 仮釈放、施設外労働への従事 (*assegnazione al lavoro all'esterno*)、恩典的休暇、改正後の一九七五年七月二六日法律第三五四号第一部第六章に定める拘禁代替措置の一の許容の手続が特別保護措置に付された者に対して行われる場合には、その管轄は、同人が本暫定措置令第一二条第三項の二の定めにより選択した住所地の刑執行監視裁判所又は裁判官に属する。

⑧の二 本条の規定は、刑法第二編第一二部第三章第一節に定める罪の一について有罪判決を言い渡された者で、判決言渡後であっても第九条第三項に定める要件を充足する協力行為を行ったものに対しても、可能な範囲で適用する。

第二章の四 最終規定及び経過措置

第一七条 (財政的負担)

① 第二章及び第二章の二の適用により生じる財政負担としては、一九九一年以降、年

間一〇二億五千万リラが見込まれ、「組織犯罪に対する更なる措置 (Ulteriori misure contro la criminalità organizzata)」に関する準備金を用いて、一九九一年から一九九三年までの三年間予算のための一九九一年の国庫省予算項目第六八五六号に記載された配分のうち必要に応じた額により措置する。

② 国庫大臣は、命令により、必要な予算の補正を行うことができる。

③ 第一項に定める費用については、内務省の予算項目において、「公共の安全 (Sicurezza pubblica)」の費目の下で六二億五千万リラが計上され、「対マフィア型犯罪闘争調整高等委員 (Alto commissario per il coordinamento della lotta alla delinquenza di tipo mafioso)」の費目の下で四〇億リラが計上される。

④ 第二章及び第二章の二に定める財政措置は、秘密の性質をもち、決算報告の対象とならない。警察・公安長官及び対マフィア型犯罪闘争調整高等委員は、各財政年度末に、関連財源の使用指標及び方法に関する報告書を内務大臣に提出する義務を負い、内務大臣は同報告書の破棄を許可する。

第一七条の二（施行規定）

① 内務大臣は、国家秩序公安委員会 (Comitato nazionale dell'ordine e della sicurezza pubblica) 及び第一〇条第二項に定める中央委員会の意見を聴いた上で、司法大臣と協調して発する一又は複数の命令により、中央委員会により暫定的にでも決定及び適用された特別保護措置の内容及び実施方法、並びに中央委員会が特別保護措置の調査、作成及び実施の段階において適用すべき指標を定める。

② 司法大臣は、内務大臣と協調して発する命令により、特別保護措置に付されることを認められた者及び第九条第二項に定める罪に関して刑法又は特別法に定める協力行為を行い又は行ったことが判明した者に対し、一九七五年七月二十六日法律第三五四号第一部及びその改正法並びに一九七六年四月二九日共和国大統領令第四三二号及びそ

の改正法により承認された関連施行規則第一部に定める行刑上の取扱いに関する規定を適用するための要件及び方法を定める。

③ 内務大臣は、財務・国庫・予算・経済計画大臣、司法大臣及び防衛大臣と協調して発する命令により、本暫定措置令第一二条第二項(e)号の定めにより協力者によって履行された義務に関する金銭、財産その他の利益の支払及び移転の方法に関する規則、並びに、一九九二年八月七日法律第三五六号により改正とともに法律に転換された一九九二年六月八日暫定措置令第三〇六号第一二条の六第四項の二及び第四項の三の規定に基づき金銭の用途及び財産その他の利益の売却及び用途について定める規則を採用する。

④ 第一項乃至第三項に定める命令及び第一三条第八項に定める命令は、一九八八年八月二三日法律第四〇〇号第一七条により発せられる。

⑤ 国務院 (Consiglio di Stato) は、請求から三〇日以内に、第一項乃至第三項に定める規則案について意見を表明する。同期間が経過した後には、いづれにしても、規則は適用可能となる。

第一八条 (施行) ① 本暫定措置令は、イタリア共和国官報 (Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana) 上に

公表された日の翌日から施行され、法律への転換のために議会に提出される。

(2) 一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号「司法に協力する者の保護のための身分変更に関する規則」

(Decreto Legislativo 29 marzo 1993, n. 119 - Disciplina del cambiamento delle generalità per la protezione di coloro che collaborano con la giustizia)

第一条（身分変更の請求） ① 改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換された一九九一年一月一

五日暫定措置令第八号第一五条に定める身分変更の請求は、内務省及び司法省の両省に対して行われ、同暫定措置令第一二条に定める資料とともに、特別保護プログラムの申立機関により受理された後、同暫定措置令第一〇条に定める中央委員会がこれを受理する。

② 未成年の子の身分変更に関する請求を行うに当たっては、他方の親の同意又は後見裁判官（*giudice tutelare*）の許可がなければならない。後見裁判官は、関係者の意見を聴いた上で、未成年者及び特別保護プログラムに付されることを認められた者の安全確保の要請並びにその近親者の権利を考慮に入れて許可の判断を行う。

③ 身分変更の請求は、公開の対象とはならず、これに対する異議申立も認められない。

第二条（中央委員会の活動） ① 中央委員会は、改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換された

一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一二条に定める人的状況に関するものを含む必要な意見及び情報を速やかに収集し、他の措置では十分ではないことが明らかになったと思考するときは、特別保護プログラムの範囲内において、身分変更決定のための行為を行い、本委任立法令に定めるその他の活動を行う。

② 中央委員会は、事案毎に、第四条の定めにより申立の送付を行う任を負う機関を指定する。その際には、新旧の身分を結び付けることを可能にするおそれのある情報を除き、その任務の遂行に必要な情報を報告する。

③ 一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第二項の定めにより課される義務に対する重大な違反があった場合には、中央委員会は、身分変更の決定を取消するための行為を行う。この決定には、対象者に関する文書、登録、記載又は措置書における以前の身分の復旧のために行われるべき行為も示される。

第三条（身分変更命令、情報記録簿）

① 身分変更命令により、特別保護プログラムに付されることを認められた者に対し、新たな姓名、誕生地、生年月日、市民状態（*stato civile*）に関する情報、並びに、保健上及び税務上の情報に関する新たな表示が付与され、改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一二条に定める人的状況が特定される。身分変更については、中央委員会により特別に指定された機関が第四条の定めによる請求を送付する任を負う。

② 第一項に定める情報並びに裁判記録保管所及び一九八一年四月一日法律第一二二号第八条に定める情報管理センター（*centro elaborazione dati*）に対する照会結果は、以前の身分に関する情報とともに、一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一四条に定める中央保護局に設置される専用の記録簿（*registro dei dati*）に記録される。記録簿の保管は、内務省市民行政局の職員（*funzionario dell'amministrazione civile dell'interno*）で、課長以上の者に委任することができる。記録簿の監査は、同暫定措置令第一〇条の定める中央委員会又は同委員会による特別の委任を受けた司法官委員がこれを行う。

③ 中央保護局は、第二項に定める目的のために、身分変更命令発令後直ちに、市民課、裁判記録保管所、情報管理センターの担当課から、それぞれ、市民状態記録抄本、裁判記録保管所にある札その他必要な記録の謄本、及び情報管理センターに保存されている情報を取得する。

④ 中央保護局は、第三項に定める情報取得の請求を定期的に行い、変更があつた場合には、第二項に定める記録簿に記録する。

⑤ 第二項に定める記録簿には、特別保護プログラムに付されることを認められた者の戸籍状況に関する情報、資格、許可、認可、免許その他行政上の文書又は措置書、並びに以前の身分及び新たな身分の下で同人に交付された

学位、職業訓練の証明又は申告も記録される。

第四条（市民状態記録その他の文書に関する現行規定の例外）

① 第二条の定めにより指定された機関は、受託した任務を遂行するに当たり、現行の法律及び規則の規定にかかわらず、担当公務員に対し、特別保護プログラムに付されることを認められた者の市民状態記録又はその抄本その他身分証明書を含むあらゆる文書、措置書又は証明書で新たな身分に関して作成されたもの若しくは対象者を表示せずに作成されたものの交付を請求する。措置書又は証明書が対象者を表示せずに作成される場合には、記録、文書又は措置書は、第三条に定める記録簿への記録又は記載を行う中央保護局がこれを補完する。

② 指定された機関は、さらに、現行の法律又は規則の規定にかかわらず、第一項の定めにより交付される証明書、文書若しくは措置書に基づいて、又は新たな身分及び第三項に定める記録の結果となるその他の身分に関する内務省の証明を予め呈示した上で、特別保護プログラムに付された者を、戸籍に関するものを含む名簿若しくは記録簿に記載するよう請求する。

③ いかなる場合であっても、担当公務員に対し、身分変更措置書に記載されていない市民状態に関する文書の作成、登録、転記又は記載を請求することはできない。いづれにしても、第二条の定めにより指定された機関が、法律又は規則の規定により要求される資格、人的状況又は要件を欠くために保護プログラムに付されることを認められた者が獲得することのできない文書又は措置書を請求することは禁止される。

④ 指定された機関は、第一項の定めにより交付される文書の受領書を発行し、これを中央保護局に送付する。中央保護局は、第三条に定める記録簿にこのことについて記載する。

⑤ 公務員は、第一項及び第二項の定めによる請求に遅滞なく応じ、また、請求権者によってなされたその後のいかなる請求に対しても、前諸項の定めにより実施又は交付された登録、転記、記載、文書又は措置書に対応する証明書を交付する義務を負う。但し、請求機関が明示的に異なる請求を行う場合はこの限りではない。

⑥ 証明書、記録、文書又は措置書が、関係者の身分を示さずに交付される場合において、公文書において氏名が照合されない者に関して第一項に定める機関とは異なる者からの要求があるときは、担当公務員は、直ちに中央保護局に通知する義務を負う。第三項が定める記録簿において氏名が照合されないことが確認されたときは、中央保護局はその後の手続実施のために担当公務員にそのことについて通知する。

⑦ 戸籍登録 (*iscrizioni anagrafiche*) が行われるときは、一九八八年一〇月二七日法律第四七〇号第六条第七項及び一九八九年五月三〇日大統領令第二二三号第一八条及び第一九条の定める措置は実施されない。

第五条（責任の免除） ① 公務員、公的業務担当者及び行政機関職員は、本委任立法令に定める許可証又は資格証を含む文書又は措置書の作成、文書の転記、記載又は記入、抄本及び証明書の交付に関して、刑事、民事及び懲戒の責任を免除される。

第六条（身分変更命令の効果） ① 身分変更命令の発令後、特別保護プログラムに付されることを認められた者が以前の身分を使用することは禁止される。但し、個別の司法手続上の行為又は報告のために中央委員会により許可された場合はこの限りでない。

② 市民状態記録簿に記録、記載又は転記すべき以前の身分に関する情報を含む文書は、引き続き以前の身分の下

で記録、記載又は転記される。

③ 身分変更命令は、保護対象者がその当事者であつて、同命令の日付において存続し、かつ、同措置の日付より前に確認又は締結された事実、行為又は契約に関する民事的、行政的、実体的及び手続的性質をもつ関係に対しては効果を有しない。

④ 第三項に定める関係については、関係者は、裁判においても、改正とともに一九九一年三月一五法律第八二号に転換された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一二条の定めにより指定された者によつて代理される。

⑤ 民事手続においては、特別保護プログラムに付されることを認められた者で、証人として証言を行い、〔民事訴訟法上の〕自由尋問又は正式尋問を受け、宣誓を行い又は身体検査を受けるために裁判所に召喚されたものは、中央保護局に対し、訴訟が係属している裁判所宛に、いかなる状態及び審級においても、関係者の公判への出頭を不可能にするような一身上の安全に関する重大な理由の存在についての地方自治体公安機関による申告を送付させるよう請求することができる。同申告は訴訟書類に加えられる。保護対象者の不出頭は、同人に不利に扱われてはならない。

⑥ 身分変更命令の発令日より前に犯された犯罪行為についての保護対象者に対する捜査及び刑事手続は、最終判決が確定するまでの間は、以前の身分の下で開始及び遂行される。裁判記録保管簿への記録も、以前の身分の下で行われる。

⑦ 裁判記録保管簿への記録対象となる文書で、身分変更命令の発令日より後の事実について交付されたものについては、一九三二年六月一八日勅令第七七八号を適用する。

⑧ 【二〇〇二年一月一四日大統領令第三二三号により削除】

⑨ 【一九九八年一月七日法律第一一号により削除】

第七条（特別保護措置に付されることを認められた者の住所、通知） ① 第二条に定める機関は、直接又は代理人を介して、特別保護プログラムに付されることを認められた者の以前の身分に関する戸籍上の記載を、中央保護局により指定された場所に変更及び転記するよう管轄機関に求める措置をとる。

② 刑事訴訟法第一五七条及び民事訴訟法第一三九条の定めによる通知は、第一項の定めにより指定された住所に對して行われる。

③ 中央保護局員及び同局員に協力することを求められた者は、特別保護プログラムに付されることを認められた者に、選挙証明を除き、以前の身分の下で同人宛に届いた封筒その他の郵便物及び通知文書を送達しなければならず、その際には、公文書として保管される受領証を発行する。

第八条（善意の第三者の権利） ① 特別保護プログラムに付されることを認められた者の身分変更により善意の

第三者 (terzi di buona fede) の権利が侵害されるときは、地方裁判所は、関係者の請求により、同人の債務が、訴え (ricorso) の被通知者の一人によつて指名された第三者の履行によつても適切に弁済され得ないことを確認した場合、又は、同債務が、同様の手続により指名された第三者による負債の引受によつてもなお弁済し得ないものである場合には、特別保護プログラムに付されることを認められた者の保護の要請を考慮した上で、中央委員会委員長に、請求者に対し、同人の新たな身分を通知するよう命じなければならない。

② 「第一項に定める訴えに関する」裁判は、非公開審理 (procedimenti in camera di consiglio) に関する民事訴

訟法第七三七条以下の諸規定により行われる。

③ 「第一項に定める」訴えは、手続当事者となる保護対象者及び中央委員会に通知され、同人に対して行う請求の内容及びその理由 (*titolo*) を具体的に示して行わなければならない。中央委員会又は保護対象者は、争点構成手続 (*atto della costituzione in giudizio*) において、原告の主張する債務の可能な弁済方法を提示する。

④ 裁判は、原告の住所を管轄する地方裁判所が行う。民事訴訟法第七四一条第二項の規定は適用されない。

第九条（手続の秘密） ① 本委任立法令の定める身分変更手続並びに第三条により指定された機関及び中央保護

局の活動に関する通知、文書及び措置書は、公務上の秘密に属する。

② 第八条第一項に定める場合を除き、公務員及び公務従事者は、身分変更を命ぜられた者の以前の身分について証言することを拒否する義務を負う。

③ 第一項及び第二項の規定は、同項に定める者が、公務上の秘密に属する事実を公務上知った場合以外であつても適用する。

* 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「『証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度』と証拠法」（平成二八―三一年度）の研究成果の一部である。